

専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 9 月 30 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1. 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2. 専決処分した理由

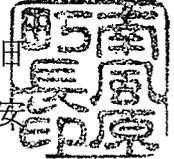
法律上町の義務に属する損害賠償で、1 件 50 万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成27年9月25日

南風原町長 城間俊安



記

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 南風原町字宮平
- 3 事故の概要 平成27年6月19日（金）午前9時25分頃、字宮平の公道において、職員が職務上運転する公用車で左折したところ、自宅車庫より後退で出庫した相手車両と接触し、当該車両を損傷させた。
- 4 損害賠償額 17,800円